

函館市老人福祉センターの概要

担当部局	函館市保健福祉部地域福祉課（電話 0138-21-3293）
所在地	湯川老人福祉センター：函館市湯川町1丁目7番26号 谷地頭老人福祉センター：函館市谷地頭町13番18号 （谷地頭いきいき交流センター内）
目的	老人福祉法に基づき、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を供与し、高齢者に健康で明るい生活を営ませるため。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談および保健指導の実施に関すること。 ・ 機能回復訓練の実施に関すること。 ・ 教養の向上およびレクリエーション等の事業に関すること。 ・ 入浴サービスに関すること。
開館時間等	<p>① 開館時間 9：30～16：30</p> <p>② 休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯川老人福祉センター：月曜日 ・ 谷地頭老人福祉センター：日曜日 ・ 国民の祝日が上記休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日。 ・ 国民の祝日（敬老の日を除く。） ・ 1月2日、1月3日および12月29日から31日 等 <p>※ ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することがあります。</p>
施設概要	<p>【湯川老人福祉センター】</p> <p>① 開設年月日 昭和45年4月1日</p> <p>② 建物構造 ブロック造平屋建</p> <p>③ 施設延面積 670.53m²</p> <p>④ 施設の内容 健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、ロビー兼図書室、浴室（温泉） ほか</p> <p>【谷地頭老人福祉センター】</p> <p>① 開設年月日 昭和49年1月19日、平成11年8月1日移転改築</p> <p>② 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>③ 施設延面積 谷地頭いきいき交流センター：1,270.38m² 谷地頭老人福祉センター：958.86m² もとデイサービスセンター谷地頭：311.52m²</p> <p>④ 施設の内容 健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室兼休憩室、浴室（温泉） ほか</p>

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<p>① 設置目的に資する事業の実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談および保健指導等の実施 ・ 機能回復訓練の実施 ・ 教養講座および各種教室の実施 ・ レクリエーションおよび合同行事の実施 ・ 入浴サービスの実施 ・ 老人クラブに対する援助等 <p>② 利用者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口業務 ・ 利用者への案内・説明に関する業務 ・ 利用者へのサービス提供に関する業務 ・ 利用促進に関する業務 <p>③ 維持管理業務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の清掃およびゴミ処理業務 ・ 緑地の管理業務 ・ 駐車場および通路の管理業務 ・ 保守管理業務 <p>2館共通：消防用設備，暖房器具・給湯設備，自動ドア 谷地頭老人福祉センター：ボイラー，エレベーター， 自家用電気工作物，温泉循環ポンプ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴設備の維持管理業務 ・ 施設・設備の破損，汚損箇所の有無の点検および簡易修繕 ・ 夜間および休館日の警備業務 ・ 備品の管理業務 ・ その他施設の維持管理に必要な業務 <p>④ その他の業務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市に提出する書類の作成等庶務経理業務 ・ 災害および事故発生時等の緊急時の対応 ・ 利用者および住民からの意見・要望等への対応 ・ 救急医療情報キット（安心ボトル）に関すること ・ その他必要な業務
<p>施設管理 運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市老人福祉センター条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>セントラル警備株式会社</p>